

平成19年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置者は、大気基準適用施設にあつては排出ガスについて、水質基準適用施設にあつては排水について、また、施設が廃棄物焼却炉である場合は、排出ガスと併せてばいじん及び燃え殻について、ダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、都道府県知事または中核市の長に報告することになっています。また、都道府県知事または中核市の長は、報告を受けた測定の結果を公表するものとされています。

平成19年度において県に報告のあつた自主測定結果（中核市である青森市分は除く）を、次のとおり取りまとめたのでお知らせします。

1. 排出ガスの測定結果

平成19年度に排出ガスを測定する義務のある施設は113施設で、すべての施設について報告があつた（平成19年度内に測定したが、報告が平成20年度になつた施設を含む）。

大気排出基準を超えた施設は3施設あつたが、3施設とも指導により施設を休止した。

特定施設の種類の種類	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/m ³ N）	排出基準 超過施設数
廃棄物焼却炉	110	110	0～14	3
製鋼用電気炉	1	1	0.0045～0.39	0
亜鉛溶鉱炉	1	1	0.0000037	0
亜鉛焼結炉	1	1	0	0
計	113	113	-	3

注1 製鋼用電気炉については2カ所の排出口で測定した結果である。

2 排出基準は施設の種類の種類、規模等によって異なる。

2. 排水の測定結果

平成19年度に排水を測定する義務のある工場・事業場（以下、事業場）は6事業場で、すべての事業場から報告があつた。

水質排出基準（10pg-TEQ/L）を超えた施設はなかつた。

特定施設の種類の種類	対象事業場数	報告事業場数	測定結果（最小～最大） （単位：pg-TEQ/L）
廃棄物焼却炉	5	5	0.0019～0.34
パルプ製造漂白施設	1	1	0.022
亜鉛回収施設	1	1	0.34
下水道終末処理施設	1	1	0.0061
計(延べ数)	8	8	-

注1 廃棄物焼却炉にあつては廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設等が特定施設であるが、報告の対象は、排水を公共用水域へ排出している事業場である。

2 特定施設を2種類以上設置している事業場があるため、延べ数で計上した対象・報告事業場数は6より多くなっている。

3. ばいじん及び燃え殻の測定結果

廃棄物焼却炉である特定施設のうち、集じん施設によって集められたばいじんを測定する義務のある施設は78施設で、全ての施設について報告があった。また、焼却灰その他の燃え殻を測定する義務のある施設は106施設で、全ての施設について報告があった。

処分基準（埋立処分等を行う際に適用される基準）を超過したばいじんについては、特別管理産業廃棄物等として適正に処分するよう指導を行った。

項目	対象施設数	報告施設数	測定結果（最小～最大） （単位：ng-TEQ/g）	3 ng-TEQ/g を 超えた施設数
ばいじん	78	78	0～22	7
燃え殻	106	106	0～1.8	0

注 ばいじん及び燃え殻に係る処分基準（埋立処分等を行う際に適用される基準）は3 ng-TEQ/g で、平成14年12月1日から適用されている。

4. 今後の対応

特定施設を稼働させる事業者に対しては自主測定義務を遵守するよう指導するとともに、排出基準を超過した事業者に対しては、使用停止や改善指示等の指導を行う。